

農地法第4条・5条(市街化区域)の転用手続きについて

令和3年9月

届出は、随時受付けています。

1 転用にあって

- ・過去に転用届出済で、既に目的どおりの転用行為がされた土地については、法務局で地目変更登記を行ってください。
- ・分筆が必要な場合は、分筆を行ってから、手続きをしてください。
- ・転用する土地が区画整理地内の場合、仮換地証明、仮換地指定図及び重ね図を添付してください。また、土地の表記にあたっては、従前地の情報(地番、地積など)を黒字で記入し、その下段に**仮換地の情報を朱書き**してください。
- ・開発行為を伴う農地の転用については、あらかじめ都市整備部開発審査課(大里庁舎2階)において、開発行為に関する手続きを行ってください。

2 農地法第4条・5条の届出に係る添付書類等一覧

*農地法第4条届出書(2枚)		(市街化区域内の権利保有地を自己用に転用する場合)	
*農地法第5条届出書(3枚)		(市街化区域内の農地を取得又は借り受けするにあたって、転用する場合)	
添付書類	1部	添付書類	1部
1. 土地全部事項証明書 (原本、法務局で発行された発行後3か月以内のもの)		6. 委任状(代理申請の場合) 第5条の届出の場合は譲渡人、譲受人双方	
2. 位置図(くまっぶの地形図等) 届出地の位置、方位を明示 縮尺は1/10,000から1/50,000としてください。		7. その他必要とされる書類 ・所有者の土地全部事項証明書の住所が現住所と異なる場合は、現住所への推移が確認できる書類(住民票等) ・貸借の設定がある場合は、18条関係の書類 ・届出書の内容により、別途書類の提出をお願いすることがあります。	
3. 公図の写し(発行後3か月以内のもの) 届出地位置を朱書きで明示			
4. 土地区画整理事業地内の場合 ・仮換地証明書(又は土地家屋の所在証明) ・仮換地指定図 ・重ね図		8. 参考 下記事項に該当するものは、事前に別途、手続きを済ませておいてください。 ・土地改良区の受益地区内にある場合 ・農業者年金(経営移譲年金)受給者 ・国土法の手続きを必要とするもの	
5. 5条の届出で、開発許可が必要な場合 開発許可を受けたことを証する書類			

押印がある申請書については、捨印による訂正は可能です。押印がない場合には、訂正者の署名が必要となります。申請書類を窓口に提出する際には、**自署又は記名押印以外のもの**については**以下の本人確認できる書類の提示**が必要となります。

[届出者本人が窓口に書類を持参する場合で1点でよいもの]

運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等

[届出者本人が窓口に書類を持参する場合で2点必要なもの]

健康保険の被保険証、年金手帳又は在学証明書等

[届出者本人以外が窓口に書類を持参する場合]

届出者本人の運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書、健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等のうち2つの写し

※ 法人の場合は法人の全部事項証明の写しを添付ください。

・転用後は、**申請者が地目変更登記を、忘れずに行ってください。**

・**受理通知書は、再発行いたしません**ので、大切に保管してください。

・届出書提出から受理通知書交付までに、5日程度かかります。

●お問い合わせ先 熊谷市農業委員会事務局(妻沼庁舎) 電話048-588-9985